もくれん

木蓮

第116号
２０２２年８月８日

◆ 発 行 ◆
名古屋労災職業病研究会
名古屋市昭和区山手通 5-33-1　杉浦医院 4 階
TEL＆FAX：052-837-7420
e-mail：roushokuken@be.to
http://nagoya-rosai.com/

岡田伸吾さんは、２００５年１月、５０歳の時に悪性胸膜中皮腫を発症しました。発症から１７年、今でも両肺の胸水は貯留したままで、痛みのない日はありません（２０２２年６月２５日、新潟市内。関連記事 P2～P7）

116 号目次

☆　すべてみ仏様にお任せしています　中皮腫とともに１７年間を生きて
岡田伸吾さん　P2～P7
★　第 19 回労職研総会　P7～P9
☆　名古屋北労働基準監督署の元中国人技能実習生に対する障害補償給付不支給決定処分が審査請求で取り消し　残存障害を認め第１４級の判断　P9～P12
★　名古屋出入国在留管理局との第９回意見交換会　P12～P13
☆　アスベスト除去作業のベトナム技能実習生にアスベストのことを知らせる　P14～P15
★　事務局からのお知らせ　P16

☆すべてみ仏様にお任せしています

中皮腫とともに１７年間を生きて　岡田伸吾さん

新潟市に住む岡田伸吾さん（６７歳）は、２００５（平成１７年）年１月、５０歳の時に悪性胸膜中皮腫を発症しました。中皮腫の発症から１７年経ちましたが、今でも両肺に胸水は貯留したままで、痛みのない日はありません。岡田さんには、肋骨の間に指を突き立てた時に感じるような痛みが、体の内側から起きてくることが頻繁にあり、その痛みは右や左、背中と移動をしていきます。左肺の胸膜は癒着を起こしており、身体をひねると痺れるような痛みを感じます。随分昔に医師より片肺を摘出することを勧められましたが、断りました。中皮腫を発症して４年程経った頃、当時、通院していた済生会新潟病院の医師より痛み止めを処方されたことがありましたが、手術後に使うかなり強い薬で、４時間しか効かないうえ、吐きっぱなしになり、目が回ることから２日間で服用を止めました。優しい薬に変えてもらいましたが、今度は全く効きませんでした。「痛み止めを飲むと、自立神経がおかしくなるのか、夏場、急に寒くなったり、かといって、１時間経つと、急に暑くなったり波が来るんですよ」と岡田さんは言います。

岡田さんは、３３歳の時に１０年１１か月間勤めた三研電設工業から独立し、岡田電気の看板を掲げ、新潟市内に展開するスーパーマーケットチェーンの店舗新築や改装に伴う電気工事を古巣の三研電設工業から専属で請け負っていました。左胸膜への中皮腫発症は、改築工事の電源改修に忙しく働いていた時に発覚しました。独立後、重い責任や仕事の重圧はあったものの、岡田電気の売り上げは順調に伸び、岡田さんは、４５歳の時に、銀行から借り入れをして６０坪の新居を新潟市西区に建てていました。家族は妻と双子の娘が２人。銀行からの借入金の返済は６５歳まで続く予定で、岡田さんはその年齢くらいまでは仕事をしているだろうと考えていました。中皮腫の確定診断の後、医師からは中皮腫の治療法はないと告げられました。以後、今日まで、岡田さんは治療らしい治療を受けずに過ごしてきました。

２００７（平成１９）年に岡田さんの中皮腫は労災認定されました。労災の症状確認日は、「クボタショック」が起きる5か月前の２００５（平成１７）年１月１４日とされました。この日、岡田さんは、中皮腫の確定診断に必要な検査を受ける為、済生会新潟病院に入院しました。クボタショックとは、同年６月２９日に毎日新聞が、兵庫県尼崎市の大手機械メーカー・クボタの旧神崎工場に勤務していた多数の社員がアスベストで亡くなっていることや、同工場周辺住民に中皮腫患者が発生していることを報道したことにより、アスベスト健康被害の問題が社会において注目されるようになった事件のことです。

岡田さんは、１９５４（昭和２９）年１１月１２日に新潟県新津市（現在の新潟市秋葉区）の農家の７人兄妹の次男として生まれました。非常に丁寧に人と話す現在の岡田さんからは想像が出来ませんが、子供の頃は一番言うことを聞かない子供で、じっとしているのが嫌という性格でした。早く家を出たいと思い、中学校を卒業してからは、昼間、電気工事を行う会社で働きながら、夜は新潟市内の職業訓練校の電気科に通い、電気工事士の資格を取るために勉強しました。電気科での修習期間は３年でしたが、修了後もさらに１年、上級科での学びを続けました。

２社の電気工事会社を経験した後、１９７５年１１月、２０歳の時に岡田さんは三研電設工業に入社しました。入社して３年４か月程経った頃、考え方の違いから同社を退職しましたが、１年半経った頃に再び三研電設工業に戻り、独立する１９８８年３月まで岡田さんは

同社で働き続けました。他に誰もやる人がいなかったことから、岡田さんは、三研電設工業の社員時代からスーパーマーケット関係の電気工事の専属になり仕事をしていました。なぜ、岡田さんがスーパーマーケットの仕事を専属で行うことになったのか聞いてみたところ、ミスが許されない仕事なので、責任がものすごく重いという答えが返ってきました。

スーパーの改装工事は、店が閉店してからの夜間に行われることがほとんどで、工期を短くするためあらゆる工事が短期間に詰め込まれます。厳しい元請けが工事を受注した時は、現場監督からただ「ついてきてください」と一言伝えられるのみで電気工事に入っていきました。１日で内装の壁、天井を落とす解体工事が終了し、翌日には軽量鉄骨と呼ばれる鋼材で柱や梁が組み上げられ、壁と天井に内装材が張られていきました。時間、曜日関係なしで、岡田さん達電工は、工程に付いて、電気工事を行っていく必要がありました。天井材が張り終わった段階で、すぐに墨だしを行い、開口をあけ、天井を補強し、埋め込み式の照明器具を取り付け、電源に接続していく必要がありました。商品を陳列する冷蔵ショーケースも次から次へと設置されていくので、それに合わせてどんどん電源に接続していく必要がありました。1週間程で終了する改装工事は時間との闘いでした。スーパーマーケットにはこの他、空調、プレハブ冷蔵庫やバックヤードで使用する調理器具、レジなどの設備がありますが、岡田さんは、全ての電気工事についての情報を頭に入れて、元請けや他の建築業者等と打ち合わせを行いながら、段取りをし、必要な人員を現場投入し、電気工事の工程管理を行っていました。オープンの日は朝から晩まで立ち会い、管理する必要がありました。工事ミスややり直しは、他の工程に影響が出ることから許されませんでした。

三研電設工業時代、工事のまとめ役だったと言う岡田さんに、社員時代の仕事をするうえでのモットーについて聞いたところ、「会社というところは人を育てていかなければならないんです。いつまでも自分が会社におれないことは分かっていたので、若手を育てて、引き上げてあげるようにしていました」という返事が返ってきました。

筆者が照明やコンセント、スイッチを取り付ける為に壁材や天井材に使用されていたアスベストを含有するケイ酸カルシウム板や岩綿吸音板への穴あけや切断作業、鉄骨の吹き付けアスベスト下での作業について岡田さんに聞いたところ、淡々として様子で、「危ないという感覚が無いので普通にボードへの穴あけ作業をやっていました。天井裏に半日入りっぱなしで、配線を直したり、新しく持っていく作業をしていました。鉄骨に吹いてある吹き付けは、身体が当たれば落ちてくるし、落ちて溜まっていれば作業中に舞い上がりました」と話してくれました。三研電設工業の社員時代やその後の独立後も、岡田さんはスーパーマーケットの他、多くのアパートや、豪邸の電気工事にも携わったということで、豪邸の工事ではミスが許されなかったと思い出していました。

２０１６年の年末、岡田さんに、一度、咳が出始めると止まらなくなる症状が現れました。当初、岡田さんはアレルギーかなと思っていましたが、2 週間経っても改善せず、心配した家族から近くのかかりつけの内科医院への受診を勧められました。年が明けて、内科医院を受診しました。胸部レントゲン写真の撮影を終え、医師に呼ばれて診察室に入っていくと、医師の顔がひきつっているのが分かりました。胸水が貯留したことから、レントゲンの左肺部分が真っ白に写っていました。内科クリニックの医師は、新潟大学病院、新潟市民病院、済生会新潟病院を紹介できると岡田さんに伝えました。新潟市民病院は診察は出来るが治療が出来ないということだったので、岡田さんは自宅近くの済生会新潟病院を選び、その日のうちに受診しました。済生会新潟病院の医師は、胸部レントゲンを見て、「胸水の中にがん細胞があれば厳しいことになる」と岡田さんに伝えました。２日後の１月１４日、岡田さんは済生会新潟病院で検査を受ける為入院しました。胸部レントゲン、CT 画像を見ると、胸水はさらに増え、肺の形が無くなるほどつぶれていました。脇腹から抜いた胸水からは悪性腫瘍

は見つかりませんでしたが、医師からは間違いなく悪性腫瘍ですと伝えられました。造影剤を入れながらの CT を撮影した後、担当の医師から確定診断が出来ないので、腫瘍を採取する生検がしたい。あとやることはそれだけですと伝えられました。岡田さんは局所麻酔をされ、生検を受けました。医師が太い器具で左脇の下の切開部を広げ腫瘍を取っていたことを今でも記憶しています。入院は５日間で、検査結果は２週間後に伝えられることになりました。検査が終わり病院ですることはなく、岡田さんは自宅に帰りました。家に帰って、後かたづけをしなければと思っていました。

岡田さんは若い頃から、霊的な事柄に関心があったといいます。仕事で訪問したお宅の仏壇のそばで誰か見ている人がいるなと感じ、どうしてそうなるのかと考えたり、仏教の宗派によりお線香のあげ方がなぜ違うのか疑問に思っていました。仕事で行ったお寺の僧侶に仏教について聞き、教えを乞うこともありました。そして、４８歳になった時から、仏教教団・真如苑で仏教を学び、月一回、自分と向き合うための接心修行を受けるようになりました。接心修行とは、修行を積んだ教団の霊能者（指導者）から、宗教的なアドバイスを受ける修行です。真如苑のホームページには、接心修行によりありのままの自分を知り、自分を磨くヒントをつかんでいきながら、その気づきを日常に生かすことが、真如苑の教えを歩む基本と説明されています。接心は修行の進め方など宗教的な事柄に関することだけでなく、日常生活における悩み事、先祖や関係霊についてのアドバイスを霊能者から受けることも出来ます。岡田さんにとっては、どうしたら仏の心が理解できるかを教えてくれるのが接心といい、「入我我入」という真言密教の用語を引き合いにして、我を捨てて、自分の事より相手のことを考えて生きていきなさいという考え方があることなどを教えてくれました。

真如苑は、１９３６年に真言宗の醍醐寺で得度を受けた伊藤真乗によって、１９４８年に開かれた「まこと教団」が母体となった真言宗系の在家仏教教団です。１９５２年に文部省に宗教法人として認証され、真如苑と改称されました。現在の真如苑苑主は、開祖伊藤真乗の三女である伊藤真聰で、教団本部は立川市に置かれています。２０２０年現在の日本国内の寺院数は１０９カ所で信徒数は９４万人。海外にも拠点を持っています。密教の教えは、出家して学ばなければ正しく意味を理解すること出来ないとされてきましたが、伊藤真乗は、僧侶だけでなく、より多くの人々がみ仏の教えを正しく修行できる道を目指し、大乗仏教の集大成ともいえる経典「大般涅槃経（だいはつねはんぎょう）」を中心に、誰もが修行できる信仰のあり方を体系化したと言われています。

中皮腫の確定診断の為の検査を終え、岡田さんが帰宅した時、ちょうど毎年１月中旬から２月８日まで行われる真如苑の寒修行（かんしゅぎょう）が始まりました。寒修行は朝と夜に２時間、信徒たちが地域の信徒の家に集まり読経と祈りの時を持つ行事です。岡田さんは、妹さんから、寒修行へ行くと力がもらえますよと言われたことから、体に無理のないよう夜だけ寒修行に行くことにしました。

２ 週間後、検査結果を聞くため、岡田さんは済生会新潟病院へ行きました。新たに撮影した胸部画像では、胸水の増加が確認されず、主治医は「何が起きたんでしょうね」と言いました。最初の主治医は、胸水が溜まれば取ればよいじゃないという考え方でしたが、この時は胸水を抜くのも大変なので、２週間に１回経過観察することになりました。その後も胸水は増えず、経過観察期間は３週間ごとになり、最終的に４週間ごとの経過観察になっていきました。抗がん剤治療はリスクが大きいということで見送られました。胸膜中皮腫への標準的な抗がん剤として用いられている「アリムタ」を厚生労働省が承認するのは２００６年２月で、岡田さんが中皮腫の確定診断を受けた当時はアリムタによる治療はまだ行われていませんでした。

中皮腫の確定診断を受けてから半月程経ってから、岡田さんは仕事に復帰しました。この

頃について岡田さんは、「呼吸が苦しく、（空気を）途中まで吸ってそれ以上吸えず酸欠状態。これは無理だなと思ったけれど、生活のためにやらなぎゃダメだと思っていた」と筆者に話してくれました。岡田さんが筆者に、この時、親会社の三研電設工業が楽しい仕事をくれたというので、楽しい仕事はどういう仕事ですかと聞いたところ、会社が気を遣ってくれて、１日１時間程度、２ 人組で行う工事で十分な日当をくれる仕事だったという答えが返ってきました。この時の仕事は、新潟県内に複数店舗ある焼肉屋に新しく導入する機械の電源工事で、分電盤から機械まで配線をもってきて接続するだけの作業でした。この仕事は、１か月程続きました。

仕事は沢山ありましたが、岡田さんはもはや多くの仕事を入れることが出来ませんでした。スーパーマーケットの仕事も入れることが困難になりました。大変な仕事は全て避け、同じフロアの事務所工事等、無理のない仕事に入っていくことになりました。仕事をするうえで一番辛かったのは高低差で、フロアからフロアに２回、３回と階段を上がることを繰り返さなければならない現場で仕事をするのは無理な状態でした。

中皮腫の発症から半年程経った頃、右肺にも少しずつ胸水が貯留していき、岡田さんは何か霊的な事が関係しているのではと思い、真如苑の霊能者から接心をもらうことにしました。この時の接心では、岡田さん夫婦の先祖の何人かが胸の病気で亡くなっており、苦しんだまま亡くなった先祖たちの苦しみを取るために供養をしてあげてくださいということが示されました。８ 月、岡田さんは、お施餓鬼を書いて供養をしてもらったところ、右の胸水の増加が左の肺の胸水と同じくらいの位置で止まりました。岡田さんが受診しても、済生会新潟病院の主治医は病状については何も言わず、ただ、状態を見ていきましょう、何かあったら来てくださいと言うのみでした。

岡田さんは月に１回のペースで受診し経過観察を続けていました。中皮腫を発症した翌年の２００６年７月、岡田さんが済生会新潟病院に行くと、予告なく担当医師の名前が変わっていました。最初に中皮腫の診断をしてくれた主治医はすでに退職しており、次の主治医が赴任していました。岡田さんは何も聞かされていなかったことから驚き、あれっと思いました。２ 番目の医師は、外国には中皮腫の治療薬があるから取り寄せましょうかと言ってくれましたが、岡田さんはアレルギー体質であったことから、結局、治療は受けませんでした。２番目の医師も１年程でいなくなり、３番目の医師が赴任してきました。３番目の主治医は、CT やレントゲンの検査をしても一切結果を教えてくれず、痛み止めを飲んでやりたいことをやったほうがいいですよと言うのみでした。３年間この医師に診察してもらいましたが、検査結果を教えてくれないことに強いストレスを感じた岡田さんは、ついに新潟市民病院に転院することを決意しました。５年程前、岡田さんは、新潟市民病院の現在の主治医から、両肺の胸水の増加が止まった２００５年８月頃に自身の中皮腫の進行が実質的に止まっていることを知らされました。新潟市民病院に転院直後、痛み止めを処方されましたが、２日間吐きっぱなしになり、中止となりました。

クボタショック後の２００６年３月２７日、石綿による健康被害の救済に関する法律（通称：石綿被害救済法）が施行されました。岡田さんが中皮腫を発症してから１年２か月経っていました。４月頃、地元紙の新潟日報に掲載された石綿被害救済法に関する記事を読み、岡田さんは保健所でアスベスト（石綿）健康被害救済給付の申請手続きを行いました。保健所で労災保険の方が給付額が多くなる可能性があることを伝えられたことから、８ 月、新潟労働基準監督署に労災保険の請求を行いました。環境再生保全機構よりアスベスト（石綿）健康被害救済給付の認定を受けたのが５月か６月頃で、労災認定は翌年の２００７年２月でした。岡田さんが保健所でもらったアスベスト（石綿）健康被害救済給付のパンフレットを見ていた時、中皮腫発症後の余命は３か月から半年という記述を見つけました。岡田さんが

済生会新潟病院の１番目の主治医に余命について確認したところ、「（進行が）ゆっくりだったら３年」という返事が返ってきました。岡田さんは衝撃を受けましたが、一方で３年もらえるのならば、結構もらったことになるとも考えました。中皮腫発症から１年過ぎた頃、岡田さんは真如苑の教団の中で僧階（僧位＝僧の階級）を得る為の本格的な修行に入っていきました。

この頃の修行について岡田さんに尋ねたところ、読経と１時間程度の座禅による祈りの修行を毎日行いながら、１か月に１回霊能者から接心を受け、修行についてのアドバイスをいただきながら、それを行いとして実践していくことを繰り返していくと教えてくれました。

岡田さんは、出来るか出来ないか分からないけれど出来ることをやるしかないという気持ちで電気工事の仕事を続けていましたが、身体は悲鳴をあげているのが分かりました。出来る状況じゃないな、このままいくと死ぬぞという心の声が聞こえてきました。現場に出て、途中でしんどくなり、他の電工に工事を代わってもらったことが２回ありました。建設工事の工期は３か月とか半年とか決められたうえで行われますが、岡田さんは自身について３か月先のことも分からない状況でした。工期中に「倒れました」では済まないことは分かっており、そういう事であれば、最初から仕事をしない方が良いと考え、中皮腫発症から３年程経った頃、５３歳の時に完全に仕事を止めました。住宅ローンは兄妹からの借り入れで返済しました。

真如苑は、智流学院という３年制の教団教師育成講座を全国で実施しています。岡田さんの妹さんは、智流学院の卒業生でした。中皮腫を発症してから３年目の夏、身体が言うことを聞かず、追い詰められた状態だった岡田さんは妹さんのところに行き、「もう時間がない、修行は向こうの世界に行ってからさせていただくわ」と話しました。その２日後、妹さんが接心を受けてきて、仏の世界からの霊能者の言葉を岡田さんに伝えてくれました。それは、「夢をあきらめないでください。３年間、智流学院で勉強している間は死ぬことはない。お任せでいいよ」というものでした。この言葉を聞いて岡田さんの頭は真っ白になりました。本来であれば死んでいてもおかしくない時期で、自分に夢って果たしてあったのかなと考えました。あんたにはまだやることがあると言われたように感じた岡田さんは、あまり準備ができませんでしたが、２００９年の秋に智流学院の入学試験を受け合格しました。お任せでいいなら、どこまで行けるか分からないけれど行ってみようと思いました。その時、胸には重い痛みがありましたが、試験を受けてから１週間もしないうちに痛みが取れてきて不思議だと思いました。智流学院の講座は３年間、毎日曜日に行われますが、岡田さんは３年間１度も欠席しませんでした。その後も岡田さんは修行を続け、２０１６年１２月に真如苑の教団より僧階を授与され、在家の僧侶となりました。岡田さんは、今でもすべてみ仏様にお任せで治療とかは頭から外れていると筆者に話してくれました。

電気工事の仕事を止めてから、岡田さんは自宅にずっといなければならなくなりました。身体を動かさないことから筋肉が落ち、しゃがむことが出来なくなったり、まっすぐ座っていても肩の片側が下がったり、身体の軸が固定できなくなったりしてきました。仰向けになって眠ることが出来ず、横になって眠らないといけなくなっていました。医師からは、股関節の状態、筋肉が弱っているので、できるだけ歩くようにと指導されました。以来、毎朝のお勤めの後、自宅近くの信濃川堤防を歩くことを日課としてきました。朝８時半から１時間歩くのが理想ということで、力で体を使って歩いているのが最初の３０分間、それを超えると頭の中がからっぽになり呼吸が楽になり一定のリズムで歩いていくということでした。最初、歩き始めたばかりの頃は手と足のリズムと呼吸が合わなくて苦しかったと言いますが、歩き続けることによって呼吸が楽になったということでした。信濃川堤防は障害物が一切無いので、冬は真横から雪が飛んできて大変ということでした。

岡田さんには中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会新潟支部の世話人を務めてもらっていることから、新型コロナウイルスのパンデミックが始まる前は、岡田さんに集会でお話しをしてもらっていました。コロナパンデミック前、岡田さんは秋田県の後生掛温泉に定期的に湯治に行っており、その話をよくしてくれました。コロナの為、ここ３年は温泉に行けませんでしたが、今年の春になってようやく村上市の湯沢温泉に行くことが出来たということでした。熱い温泉に長く入っているのが好きということで、少し汗が出てきたと思ったら温泉から出て、温泉の縁に座り整えてからまた温泉に浸かることを繰り返したそうで、１時間は入っていたということでした。

中皮腫を発症した年の６月、岡田さんは食べ物の味が感じられなくなり食事を受けつけなくなったことがありました。温泉に湯治に行った時、売店で熟成ニンニクを見つけ買い求めたところ、食欲が回復したことから、今でも定期的に青森の黒熟成ニンニクを通販で購入し、朝夕ひとかけらずつ食べています。普段は野菜を出来るだけ食べるようにしていて、このインタビューをした時期は、トマトやきゅうり、なすやかぼちゃをおつまみにしているということでした。食べ物の匂いに反応してしまい、食べられなくなることがあるということで、鮭も新潟の村上の鮭は食べられますが、脂ののった鮭は食べられないということでした。晩酌は毎晩しており、風呂上り、二人の孫と話しながら食事を取り、ビールを１缶飲んだ後、八海山という新潟県南魚沼市の醸造会社が製造している米焼酎を水割りで２、３杯ゆっくり飲んでいるということでした。

２人の娘さん夫婦が共働きであることから、岡田さんはそれぞれ１０歳になる女の子の内孫と外孫の面倒を見ています。岡田さんは、孫が生まれる前から中皮腫と闘ってきました。「孫が生まれた時から抱っこして面倒を見てきたという意識があります。それが出来るのはありがたいことです」と筆者に話してくれたことがとても印象に残りました。

（事務局　成田　博厚）

★第 19 回労職研総会

６月１９日（日）、ウインクあいちで第１９回目になる名古屋労災職業病研究会の総会が開催されました。この総会に提出された議案は全て承認されました。

総会に先立って、愛知県議会議員の高木ひろしさんからご挨拶をいただきました。高木さんは、「（初代代表の）杉浦裕先生の頃から労職研とは２０年近い付き合いになりました。労働現場を見ると、働く人の権利を守る体制があまりに弱い。労働組合は何をしているのか。ナショナルセンターに入る企業別組内がどんどんと押し込まれていき、労働者の権利が空洞化してしまった。その中に賃金の低下や労働災害の頻発、労働安全環境劣化もある」とお話しになりました。高木さんに続いて、Zoom で参加された名古屋ふれあいユニオンの浅野文秀さんからご挨拶をいただきました。浅野さんは、「精神疾患について労災認定が勝ち取れていないという事について問題意識を持っています。労職研とともに取り組んでいきたい」とお話しになりました。ユニオンみえの遠藤カルロス健二さんからは、「多くの外国人や日本人労働者を組織してきた、ユニオンみえの柱だった広岡法浄さんがお亡くなりになりました。ユニオンみえとしては仲間達と連帯して頑張っていきますが、労職研やいろんな市民団体とも連携して頑張っていきたい」とお話しになりました。森亮太代表は「６月より愛知県医師

会の理事になることになり想像以上に忙しいです。ささしまサポートセンターの活動に加え、「みらいま」という障がいを持つ子供達が、将来大人になって親がいなくなった後も支えていく活動をする団体の代表理事になり、さらに忙しくなりますが皆さんからご協力、ご支援、ご鞭撻をいただきながら頑張っていきたい。頼まれたら断らないスタンスで来ているのでどんどん仕事が増えていき、肩書もいくつあるんだと言う状態ですが、自分の体の動くうちはやっていこうと思います」と挨拶しました。瑞穂区の名古屋市会議員久田くにひろさんは、「労職研では、アスベストについて名古屋市会本会議で何度か質問し、担当職員が増員されることになりました。私も来年は選挙で、瑞穂区が大変話題になる選挙区になりそうで、まっとうな政治を問われる状況になります」とお話しになりました。

森　亮太　代表

名古屋市会議員　久田くにひろさん

総会記念講演は、「建設アスベスト訴訟の到達点と課題」と題して、大阪アスベスト弁護団の小林邦子先生にお話ししていただきました。建設アスベスト訴訟は、最高裁において、国が防じんマスクの使用義務付けや警告表示義務付けなどの適切な規制を行わなかった責任と、建材メーカーが警告もせずに危険なアスベスト建材を販売した共同不法行為に基づく連帯責任が認められました。原告団と国とは和解したものの、建材メーカーとはまだ争いが続いています。建材メーカーが争いを続ける原因について小林先生は、「企業は、自分のところはまだ何とかなると希望を持っている。裁判で勝てるかもしれない。賠償金を支払わなくて良いかもしれない。裁判を引き延ばして皆が諦めるのを待ちたいと思っているかもしれない」と話しました。最高裁判決後も、建材メーカーは弁護団と原告団の求める和解協議には応じず、判決をいただきたいという姿勢を崩さないということでした。小林先生は、「弁護団、原告団としては、被害者は諦めてないですよ、まだまだ被害者は沢山いますよ、あなた達ただではすまないですよ、被害者はもっともっと建材メーカーを裁判で追い詰めていきますよとやり続けざるを得ない」と言い、社会にインパクトを与える為、６月７日に全国で被害者１４０名が建材メーカーへの損害賠償訴訟の一斉提訴を行ったことを報告しました。この１４０名の中には労職研がご紹介した原告も含まれていました。

記念講演の後は質疑応答になり、ホームレス支援をしている東岡牧さんから、かつて建設業で働いていて、現在、支援を受けている方々も制度利用ができるかなどの質問が寄せられました。

（事務局　成田　博厚）

運営委員・事務局体制、顧問

代表
森　　亮太（医療法人八事の森　理事長）
顧問
名嶋　聰郎（名嶋・綿貫法律事務所　弁護士）
高木　ひろし（愛知県議会議員　立憲民主党）
小林　章雄（一般社団法人　医学と社会・連携支援機構　代表理事）
柴田　英治（四日市看護医療大学　学長）
運営委員
浅野　文秀（名古屋ふれあいユニオン　運営委員）
井上　敏（株式会社創策企画　代表取締役）
江川　正典（ユニオンみえ　執行委員長）
榊原　悟志（社会保険労務士）
東岡　牧（訪問看護ステーションななみ）
久田　邦博（名古屋市会議員）
山田　和孝（環境創造研究所）
会計監査
谷田部　仁夫（西尾国際クラブ）
会計
牧　美紀代
事務局
成田　博厚（常任）
牧　　美紀代（常任）

☆名古屋北労働基準監督署の元中国人技能実習生に対する障害補償給付不支給決定処分が審査請求で取り消し残存障害を認め第１４級の判断

愛知県小牧市内の段ボールシート製造工場で働いていた中国人元技能実習生の男性が、フォークリフトのタイヤに右足を踏まれ、かかとの骨である踵骨（しょうこつ）を骨折する等の労災に被災しました。男性は症状固定後、名古屋北労働基準監督署に障害補償給付の請求を行いましたが、障害等級表のいずれにも該当しないとの理由で、不支給とされました。

不支給決定後、愛知労働局に審査請求を行ったところ、今年、６月２８日付けで名古屋北労働基準監督署の障害補償給付を男性に支給しない旨の決定が取り消されました。男性に残存する障害は、右足受傷部位に「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」とされ、第１４級の９に該当すると判断されました。

フォークリフトとの衝突による右足の負傷

中国、黒竜江省出身の元技能実習生、孫鑫（そんきん）さん（３０歳）は、２０２０年１０月２１日に小牧市内にある工場で、段ボールシートの仕分け作業をしていた時、右後方からバック（後退）してきた日本人社員の運転するフォークリフトに衝突され、右足がタイヤに踏まれ負傷しました。孫鑫さんは、もっと早く中国に帰国する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大が原因で帰国が困難になり、やむを得ず在留資格を特別活動に切りかえて、働いていた時に労災に被災しました。同日、小牧市内の整形外科医院を受診したところ、右足圧挫傷、右足第５趾（小指）裂創、右踵骨挫創、右足背擦過皮膚欠損創の診断を受けました。浅い裂創が第４―５趾間に認められ、腫脹皮下出血も少々認められました。レントゲン写真では踵骨部に小さな骨傷が認められました。孫鑫さんが強い疼痛を訴えたことから、ギブス固定が行われ、松葉杖歩行が指導されました。労災被災後、会社は孫鑫さんに座位の仕事を用意すると言ってきましたが、痛みがあまりに酷かったことから断りました。ギブス固定は１１月１１日まで行われ、以降は歩行訓練や可動域訓練が行われました。労災保険に医療費を請求するための療養補償給付の申請書（様式第５号）は会社によって提出されましたが、休業補償の請求は監督署に行わず、１１月４日まで有給処理されました。

（写真左）孫鑫さん
（写真右）甄凱さん

孫鑫さんの右足には酷い疼痛が残っていましたが、被災から１か月も経過しない頃に整形外科医院の医師より、「仕事が出来る」と言われたことから、孫鑫さんは自身で小牧市民病院を受診しました。初診では日本語による医師とのコミュニケーションが難しく、その後、監理団体とともに４回受診しましたが、疼痛は改善しませんでした。小牧市民病院の記録には、右踵骨骨折、右立方骨骨折がＣＴによって診断されたことが記録されています。

中国への帰国の強要

孫鑫さんは、名古屋の中国総領事館や名古屋出入国在留管理局（名古屋入管）、名古屋北労働基準監督署、警察署等へ行き、休業補償がでないことや労災の補償がされないことについて訴えましたが状況を変えることは出来ませんでした。被災後、孫鑫さんが工場で働くことはもうありませんでした。

会社や監理団体から不法滞在になるから帰国しなければならないと言われた孫鑫さんは、中国の送り出し機関に依頼されたドライバーにより千葉県の成田空港に連れていかれました。２０２１年３月７日の日曜日、成田空港で孫鑫さんが松葉杖をついた姿で待っていると、たまたま通りかかった中国人に話しかけられました。孫鑫さんが自身の境遇について話すと、中国に帰国すると労災の補償がもらえなくなってしまうよと言われ、岐阜一般労働組合外国人支部の専従活動家、甄凱（けんかい）さんの電話番号を教えてくれました。孫鑫さんは、甄凱さんに電話をしました。甄凱さんは成田空港の警察に電話で聞いた孫鑫さんの事情を話し相談しました。そして、月曜日に甄凱さんが孫鑫さんを連れて名古屋入管に出頭するとい

うことにして、その日の内に、岐阜羽島駅前の岐阜一般労働組合外国人支部の事務所まで新幹線等を利用して孫鑫さんに来てもらうことにしました。警察から連絡を受けたＪＲは、孫鑫さんが乗換駅で迷わないよう、各駅で職員が案内をしてくれました。名古屋入管に出頭したところ、短期滞在の許可が出ました。

障害補償給付の不支給決定

岐阜一般労働組合外国人支部に到着後、甄凱さんは笠松町の整形外科に孫鑫さんを受診させ、労災被災日の２０２０年１０月２１日からの労災保険の休業補償給付の請求を行いました。２０２１年６月１０日に笠松町の整形外科での治療が終了となり、その後、障害補償給付の請求も行いました。療養補償給付については、労災被災日より笠松町の整形外科で治療終了となった２０２１年６月１０日までの全期間の医療費が認められましたが、休業補償給付については、労災被災日から最初に受診した小牧市内の整形外科での治療を終えるまで、２０２０年１２月２日までの期間のみ認められ、それ以降の期間は不支給となりました。障害補償給付は、障害等級表のいずれにも該当しないとの理由で、不支給とされました。障害補償給付請求書に添付する診断書の障害の状態の箇所に、笠松町の整形外科主治医は、右踵部痛の訴えと右踵部の圧痛と記入していましたが、２０２１年８月１７日付けの愛知労働局地方労災医員の意見は、「転位がわずかな骨折で免荷は１ヶ月程度でいいでしょう。以後、Ｘ線写真上、骨委縮なく、骨梁も良好で荷重は順調と推定できる。医証上病変をともなった障害を認めない。踵骨骨折、立方骨骨折はＣＴで確認できる。転位はわずか、いわゆる踵骨骨折部痛を起す骨折ではない」というものでした。この愛知労働局地方労災医員の意見により、休業補償給付の支給期間及び、障害補償給付を支給しない旨の決定が行われました。休業補償の支給・不支給決定日は２０２１年８月３１日付けで、障害補償給付不支給決定日は同年９月２日付けでした。

愛知労働局への審査請求

２０２１年１１月２５日、筆者と甄凱さんが代理人となり孫鑫さんの障害補償給付不支給決定に関する審査請求を愛知労働局に対して行いました。審査請求前、甄凱さんより筆者に孫鑫さんの労災不支給決定についての相談がありました。筆者が１１月１９日に岐阜羽島の組合事務所で孫鑫さんと面談した時は、松葉杖無しで歩くことが出来るくらいまで回復していました。

審査請求において、請求人の孫鑫さんと筆者ら代理人は、孫鑫さん自身が右足に疼痛が残存していることを訴えており、あわせて、請求人を診察した３人の医師らも孫鑫さんの右足に疼痛が残存していることを意見書等に記録していることを主張したうえで、少なくとも障害等級第１４級に該当していると主張しました。孫鑫さんは、今年２月に行われた審査官による聴取において、「けがをした当時は、足の痛みで夜も眠れないほどでした。現在は、右足の甲や指の傷は治っていますが、右足の甲を触ると右足の甲に違和感や痛みがあります」と話しました。

労働基準監督署による障害補償給付不支給決定処分の取り消し

今年、６月２８日、愛知労働者災害補償保険審査官は、「地方労災医員は、各主治医意見、診療情報、検査画像を精査し、請求人の障害を右踵骨圧挫傷としたうえで、請求人に残存する障害の程度は、右足部に神経症状を残すものとの意見であるとし、同意見は、災害発生状況や請求人が述べる障害の状態を踏まえ、各医証を精査した結果であるので、当審査官は、これを妥当なものと判断する」として、名古屋北労働基準監督署の障害補償給付を孫鑫さん

に支給しない旨の処分を取り消しました。審査請求決定書によると、審査官は決定に先立って、６月７日付けの愛知労働局地方労災医員による意見書を受けており、その要旨は、「画像上、明らかな骨折は認められず、骨梁も良好で、骨委縮は認められず、複合性局所疼痛症候群には該当しない。傷病名は右踵骨圧挫傷とするのが妥当と考える。請求人が訴える症状は、受傷時の状況や受傷部位からすれば矛盾はなく、残存する障害の状態は、右足部に神経症状を残すものと判断する」というものでした。

孫鑫さんは岐阜一般労働組合外国人支部に加入し、会社と交渉を行ってきました。これまで、労災保険の障害等級がつかなかったことから、交渉が難航していましたが、今後は違う展開になる可能性があります。孫鑫さんに今回の決定について聞いたところ、「会社を解雇されてから収入がなく、お金がない状況です。労災を認めてもらえて助かった」と話してくれました。

（事務局　成田　博厚）

★名古屋出入国在留管理局との第９回意見交換会

コロナ対策で人数も制限、少し緊張した会議

１年半ぶりの東海在日外国人支援ネットワークと入管との意見交換会、断られるかもしれないとドギマギしたが、ドギマギしているのは入管のほうだったかも知れない。忙しいのに思ったより早く対応してくれたし随所にこちらへの配慮が見られた。初めて出されたお茶のペットボトルも含めて…。これもウィシュマ事件が公になった結果かと思うとちょっぴり悲しくもある。

統計で注目されるのは、2020 年 2021 年ともに入管法違反の摘発者など取り扱い件数と人数の少なさ。摘発者数は毎年 300 人から 400 人前後であったものが、2020 年は 91 人 2021 年は 18 人という少なさ。逆に仮放免許可数は、2018 年では収容令・退去強制令によるものを含めわずか 51 人であったものが、2020 年では 758 人 2021 年では 726 人という驚くべき増加数である。

摘発件数を減らし仮放免者を増やした、これは何を意味するのか。狭い収容所内でのコロナ感染の広がりを恐れ収容者数を可能な限り減らしたということである。名古屋入管での収容者数は 2022 年 2 月時点で 32 人。それ以前は 200 人近く収容されていた。で、その結果世の中にどんな影響が出たか、今のところ私は悪い噂は聞いてない。それならば、これまでこれほど多くの人たちが罪も犯してないのに拘禁されなければならなかったのか、大きな疑問がわいてくる。ウィシュマさんは死に至るような病状でも仮放免が実現しなかった。幼子から引き離され泣く泣く収容され仮放免も認められなかったたくさんの父や母たち。非正規滞在者は犯罪者ではない。多くの人たちは拘禁される必要はなかったのである。

驚いたのは給食の価格の増額。以前は 1 食 300 円台提供されていた給食が、多い時には 664 円になっていた。その理由がなんと収容者数が激減し業者の利が減ったのを救済するた

めということ。事情は分かるが、業者は救済しても収容者の事情は考慮されてはいない。人間より金なのかという思いが付きまとう。

それでも、少し改善された部分もある。従来週２日であった内科診療に加え新たに毎週１回の精神科診療、月２回の内科診療及び週１回の眼科診療が追加実施されるようになった。さらに診療体制拡充のため地域医療機関で募集活動を行っているとのことだ。また、入所者全員に血液検査、尿検査を含む健康診断を始めた。被収容者全員の健康状態を幹部職員に毎朝報告しているほか、月２回の被収容者の健康状態にかかる検討会の開催、月１回の診療室職員間会議を実施している。

が、考えてみれば定員４００人もの収容施設で、この程度の医療体制が組まれていなかったことこそ大きな問題ではないか。人一人が亡くなった後でのわずかな改善、遺族の気持ちを考えるとやりきれない。

もう９回も続いたこの意見交換会。大した成果も得られていない気がして気後れすることもある。が、今年再び開いてみて入管の人たちも聞く耳を持たないわけではない、収容者からの思いを届ける大切な機会であり、これを続けていくことで矛盾の多い入管収容制度を改善する可能性もあると感じた。しかし、非正規滞在者すべてを拘禁する制度がなくなるまで、まだまだ頑張らなきゃいけないなあ。

（入管面会活動「フレンズ」会員　高須　優子）

ウィシュマさんの遺影とともに記者会見する妹のワユミさん（前列中央）とポールニマさん（同右）＝名古屋市中区で8日午後3時57分、川瀬慎一朗撮影

ウィシュマさん入管死

「不調の姉 見殺しに」

国賠訴訟 遺族、初弁論で訴え

名古屋出入国在留管理局（名古屋市）で2021年3月、収容中に死亡したスリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさん（当時33歳）の遺族が国に約1億5600万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が8日、名古屋地裁（佐野信裁判長）であった。遺族側は監視カメラ映像の全面的な開示を求め、妹2人が意見陳述で「姉は見殺しにされた。日本政府は謝ってほしい」と訴えた。国側は請求棄却を求めて争う姿勢を示した。

ウィシュマさんは17年に来日。不法残留となり、20年8月に名古屋入管に収容された。21年1月以降、体調不良を訴え、3月6日に亡くなった。遺族は、入管が適切な医療措置を講じる義務を怠り、収容に耐えられない健康状態だと明らかなのに違法な収容を続けて死亡させたと主張している。

この日の弁論で遺族側は「最良の証拠だ」として、収容中の様子を収めた監視カメラの映像と司法解剖の結果を開示するよう要求。国側は「（次回期日の）7月20日までに何らかの意見を出すことを検討している」と答えるにとどめた。

「真実 知りたい」

「真実を知りたい。日本の入管収容制度が変わってほしい」。法廷で涙ながらに意見陳述したウィシュマさんの2人の妹は、閉廷後の記者会見でも、改めて姉の死の無念さを訴えた。監視カメラの映像の開示を明らかにしなかった国側の対応には不満も示した。

2人はスリランカで願いがかなうという意味がある白の服を着て出廷。意見陳述では昨年8月に見たカメラの映像について、ワユミさん（29）は「泣き虫さーん」と入管の職員に助けを求めている姉の声がいつも聞こえる」、ポールニマさん（27）は「ベッドから落ちたる」と答えるにとどめた。

ウィシュマさんの死亡を巡っては、出入国在留管理庁が21年8月、医療体制や情報共有、職員への教育が不十分だったとする最終報告書を公表。死に至った具体的な経過は特定できなかったとしている。

遺族らは同年11月、当時の名古屋入管幹部らに対する殺人容疑の告訴状を提出した。名古屋地検が刑事責任を問えるか捜査している。

常勤医 成り手なく

収容施設 脆弱な医療体制

ウィシュマ・サンダマリさんが名古屋出入国在留管理局で死亡した問題では、入管収容施設の脆弱な医療体制が指摘された。入管側は収容者の診療機会を増やすなど改善を図ったが、現在も常勤医師を確保できず課題が残る。外国人支援団体は「努力は見られるが十分とは言えない。悲劇を繰り返さぬよう、医療にアクセスしやすい体制を作ってほしい」と訴えている。

名古屋入管は5月、「東海在日外国人支援ネットワーク」との意見交換会で医療体制の強化について説明した。従来は週2回、各2時間しか配置できていなかった非常勤内科医の診療を増やし、精神科医や眼科医の診察も週1回受けられるようにした。2021年9月からは原則入所者全員に血液検査や尿検査を含む健康診断を実施している。

収容者が診療を希望する場合は「申し出書を重視し、可能な限り速やかに医療計画を立てている」と回答。ウィシュマさんの死亡で問題となった病院搬送の遅れを防ぐため、救急対応のマニュアルも作成した。

連絡体制も見直し、収容者全員の健康状態を毎朝、局長ら幹部職員に報告している。月2回、幹部が集まり検討会も開催。入管側は「今まで以上に全ての職員が人間の尊厳と人権を尊重し、職員一丸となって対応していく」としている。

出入国在留管理庁が設置した有識者会議は2月、医療体制強化に向けた提言をまとめた。常勤医の確保や看護師の増員を求めたが、名古屋入管は現在も不在の常勤医を募集している。民間病院と比べて給与が低いことなどから、依然成り手不足が課題となっている。

東海ネットワーク役員の成田博厚さん（50）は「常勤医の確保が難しければ、迅速に外部医療機関で受診できる体制づくりに努めるべきだ」と指摘する。体調不良者に対しては「入管職員ではなく、医師が速やかに容体を確認できるようにしてほしい」と求めた。【川瀬慎一朗】

姉を放置していた。見殺しにされたと思った」と振り返った。その上でワユミさんは会見で「映像を見ないと感情や表情は分からない。（国が対応を）まだ決めていないのはおかしいんじゃないか」と憤った。

児玉晃一弁護士は映像に映っている2月下旬と3月初旬のウィシュマさんの「あー」という叫び声について、「絶叫しているのと、声にならないのとで、明らかに違う。国が提出した最終報告書と真実とはかけ離れている」と指摘した。

この日は多くの支援者も裁判所に集まった。ウィシュマさんと面会や手紙で交流していたシンガー・ソングライターの真野明美さん（68）は、入管側に対し「組織を守るためではなく、大事な家族を失った遺族の苦しみを受け止めた対応をしてほしい」と訴えた。【藤顕一郎、川瀬慎一朗】

２０２２年６月９日　毎日新聞　事務局成田のコメントも掲載されました

☆アスベスト除去作業のベトナム技能実習生に

アスベストのことを知らせる

数年前に一念発起して日本語教師養成学校に入学、仕事の合間に１年半勉強して免許をとりました。ボランティアで日本語教育しようと思っていた矢先、コロナが流行して計画は中断していました。

ところが昨年夏、カトリック東京国際センターから相談があり、ベトナム人が多く通う教会で、ベトナム人に対して日本語教育をすることになりました。対面ではなく ZOOM を使ったリモート学習です。約 10 名のベトナム人が希望しました。学生、建築、食品など職種は様々で、日本語能力もそれぞれ異なっていました。

勉強を続けているうちに、「建築業」と聞いていた方が、実は「アスベスト除去業」であることがわかりました。神父さんが私に、「彼らはアスベストがどういうものか知らないで働いているのではないか。仲尾さんはアスベストの予防や労災補償援助をしていると聞いているので、サポートしてくれないか」と尋ねられ、話をすることになりました。

2021 年年末に教会は参加者を募り場所も提供してくれました。当初は５～6 名といっていましたが、当日参加者は２名でした。当センターからは、天野と仲尾が参加しました。時間は１時間程度と聞いていたので、アスベスト予防のパワーポイントを作り、ベトナム語に訳しました。また当方で質問紙を作成し、それを日本語が堪能なベトナム人が翻訳し、当人たちに当日記入してもらいました。質問紙を訳していただいた人はボランティア通訳として当日参加されました。

技能実習生二人は 20 代後半で、作業経験は２～3 年でした。在留資格は技能実習。会社は全国でアスベスト除去解体を行っていて、東京だけで 20 名近くのベトナム人が働いている、とのことでした。労働時間は８時間で 1～2 時間残業をしていました。時給は 1113 円と 1200 円で、アスベスト除去作業なのに最低賃金を少し上回る程度の額です。作業はほぼ毎日あり、住居は会社が借り上げたアパートに数人で住んでいました。通勤手段は会社へはバス、仕事のときはアパートまで会社の車がアパートに迎えに来ます。マスクと保護衣は会社から支給され、電動ファン付き呼吸用保護具（レベル１、２のアスベスト除去はこれで行う必要がある）、タイベックス（アスベストが入らない織りの細かい保護衣で鳥インフルエンザや原子力発電所の除染で使われている）でした。

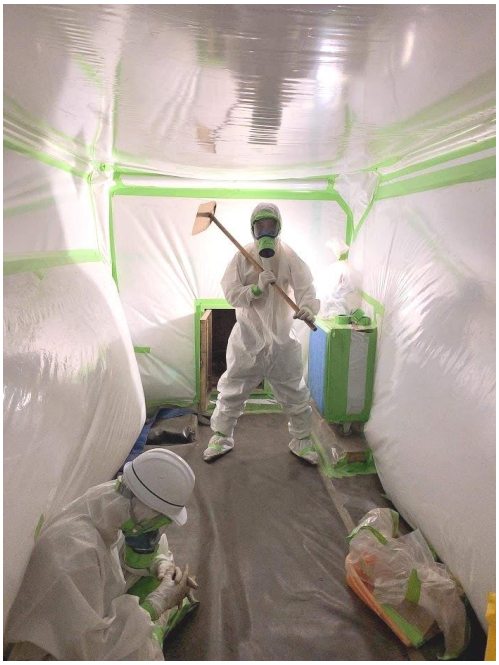

アスベスト除去現場での技能実習生

労働安全衛生法で、アスベスト作業に入る前には 4.5 時間の特別教育が必須です。「特別教育を受けたか」、と聞くと、「ない、現場で日本人や先輩からやり方を教わってきた。しかし社長から特別教育カードをもらっている」と、石綿含有調査者という肩書の入った社長の名前入りの特別教育修了証を見せてくれ

アスベストの危険性を説明する筆者（左奥）

ました。アスベスト教育をせずに、修了証だけ渡すというとんでもない企業で働いているのです！

日本に来る前に送り出し機関から、アスベストの除去作業をすることを聞いていたか、との質問には、「塗装業」と聞いていた、とのことでした。実習先の企業にきて初めて「アスベスト除去」であることを知ったのです。東京電力福島第一原発の爆発で汚染された放射線除去作業にも、外国人労働者が違法に働かされていましたが、労働組合などの追及によってやめさせました。しかし、「アスベスト除去解体は、危険な作業にもかかわらず働かせていけない職業ではない」のが現状です。会社はそれを利用し、さらに会社の仕事を偽って募集をかけていました。管理団体、送りだし機関が、それを知っていたら彼らも手を貸していることになります。送り出し機関、管理団体含めて責任は重大です。

アスベストが日本で製造禁止の発がん物質であることは知らず、日本や世界で多くの人がアスベストの病気になっているのを知っているか、との質問に「知らない」と答えていました。帰国してからアスベストに関した仕事をしますか、の問いには二人とも「いいえ」と答え、今の仕事を家族には知らせていない、と答えました。今不安なことは「健康」、日本にいる間この仕事を続けたいですか、との質問に「わからない」との回答でした。

技能実習制度の目的はたいそうなことをのべていますが、この企業のように技能実習制度を悪用している企業はたくさんあるのではないか、と思いました。募集時に本当の作業を言わない、日本にきてもアスベストの基本的な研修をしない、そして低賃金で働かせる。日本で技能実習するという本人の期待につけこんで、人手不足の危険な仕事につかさせ、企業はふところを肥やしている実態に強い憤りを感じます。この会社には、「定期的に５～10 人ずつ技能実習生がくる」とのことでした。

会社は健康診断を受けさせていました。しかし日本ではアスベストの病気にかかったとき労災補償があること、アスベストの仕事をやめるときに「健康管理手帳」を請求することが出来て、その後半年に一度無料で健康診断ができることは知りませんでした。

ボランティア通訳に助けてもらい講習を行いました。１ 時間程度でしたが、初めて聞くアスベストの危険・有害性について、真剣に聞いていました。「こんな仕事をしているんだ」と自分たちが働いている写真を見せてくれました。

私たちは「次回はもっと多くの友達を連れてきてほしい、アスベストのことを正しく知ってほしい、その被害を補償する日本の制度を利用してほしい、会社を辞めるときには健康管理手帳をぜひ請求してほしい」、とお願いしました。

彼らは約束してくれましたが、残念ながら年明けから長期に出張となり、まだ東京に戻ってきていません。それだけ仕事が忙しく過酷なのだと思います。しかし近い将来、必ず彼らと彼らの同僚を招いてアスベストの真実を伝え、彼らが自分たちの職場で行動を起こせるよう援助したいと考えています。また、国は技能実習生にアスベスト除去作業をやらせてはいけません。そして違法企業への指導を強めさせ、健康管理手帳制度等アスベスト被害補償制度を適用させるよう強く働きかけていきたいと思います。

（東京労働安全衛生センター　仲尾　豊樹）

★事務局からのお知らせ

★「弁護士児玉晃一先生をお招きしての今後予想される入管法改正についてのオンライン勉強会」のお知らせ

労職研が事務局を担っている東海在日外国人支援ネットワークは、弁護士の児玉晃一先生をお招きしてのオンライン勉強会を開催します。ご参加希望の方は労職研事務局までメールでお申し込みください。事務局よりＺｏｏｍリンクをお送りいたします。

日時：９月１５日（木）１８時半から２０時

★夏期休暇のお知らせ

８月 11 日（木）～８月 17 日（水）　事務局休業日です。

労職研の活動

６月					
	８日	全国労働安全衛生センター ZOOM 会議		８日	外国人技能実習制度を考える学習集会
	19 日	第１９回労職研総会		24 日	名古屋労職研事務局会議
	28 日	名古屋シティユニオン定期大会			

７月					
	８日	名古屋労職研事務局会議		22 日	名古屋労職研事務局会議
	23 日～24 日	コミュニティユニオン東海ネットワーク　2022 年学習・交流会		26 日	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会オンライン省庁交渉
	30 日	第１４回東海在日外国人支援ネットワーク ZOOM 総会			

【労職研　会費・カンパ振込先】
郵便振替　口座番号　00860－5－96923
加入者　　名古屋労災職業病研究会

発行　　名古屋労災職業病研究会
発行者：森　亮太
名古屋市昭和区山手通 5-33-1　杉浦医院４階
Tel./Fax.052-837-7420
e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp
http://nagoya-rosai.com/